

平成29年あきる野市農業委員会 9月総会議事録

平成29年9月25日（月）午後3時30分、平成29年あきる野市農業委員会9月総会は、あきる野市役所5階、503会議室において開催された。

出席した農業委員は次のとおりである。

甲野富和・谷澤俊明・小田川篤雄・嶋崎三雄・田中正治・田中英雄・兵頭勲・小川金二・堀江建夫・田中克博・宮崎恒雄・平野久雄・唐澤啓治・橋本和夫

出席した農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

松村敏郎・笹本輝明・坂本博・橋本喜久司・栗原剛・栗原晋二

出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長 渡辺一彦 ・ 事務局次長 青木邦彰 ・ 事務局 野口創

議事日程

- | | |
|-------|---------------------------------------|
| 第1号議案 | 農地法第5条第1項の規定による許可申請の進達について |
| 第2号議案 | 相続税の納税猶予に係る農地等の引き続き農業経営を行っている旨の証明について |
| 第3号議案 | 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について |

開会 午後3時30分

(事務局長) それでは、ちょっと時間前なのですが、始めさせていただきます。改めまして、皆さま、こんにちは。9月に入りまして、臨時総会や農業委員研修、いろいろとご苦労さまでした。新たな農業委員さんとなりまして、今回第1回目の総会となりますので、よろしく願いいたします。今日、3つの議案があるのですが、新たな農業委員さんにつきましては、不明な点があればどんどん手を挙げていただいて、聞いていただければと思います。よろしく願いします。それではただ今から、平成29年あきる野市農業委員会9月総会を開催いたします。初めに甲野会長からご挨拶をお願いいたします。

(会長) (省略)

(事務局長) ありがとうございます。続きまして、諸報告並びに署名委員の指名をお願いいたします。

(会長) はい。それでは諸報告、9月11日にあきる野市表彰審査会に出席しました。諸報告は以上です。署名委員ですが、本日の署名委員は田中正治委員と田中英雄委員になります。よろしく願いいたします。

(事務局長) ありがとうございます。それでは議事に入る訳でございますが、議長につきましては、あきる野市農業委員会会議規則第4条の規定により、会長が議長となっておりますので、会長、よろしく願いいたします。

(議長) はい。本日の出席委員は農業委員14名、推進委員6名の合計20名となります。農業委員過半数の出席がありますので、総会を開催いたします。それでは議事に入ります。第1号議案を事務局より、説明、お願いします。

(事務局次長) はい。それでは第1号議案を読み上げます。第1号議案、農地法第5条第1項の規定による許可申請の進達について。農地法第5条第1項の規定による許可申請については意見を付して同法施行令第15条の規定により東京都知事に進達するものとする。平成29年9月25日提出。あきる野市農業委員会、会長、甲野富和。

(第1号議案・経由13 朗読)

以上でございます。

(議長) はい。ありがとうございます。次に担当の田中英雄委員より、説明をお願いします。

(田中英雄委員) はい。ではご説明をいたします。去る9月21日、事務局と現地を調査して参りました。この農地については先ほども事務局の方から説明がありましたけど、ほぼ1年前にですね、調整区域の農地を宅地に転用という相談をいただいております、ほぼ1年近く経ったのですが、いろいろ事情があって、ここで使用貸借の話が決まりまして、息子さんにお父さんが無償で賃貸するという事になりまして、現在は非常にきれいに草も刈ってありまして、これが審議されれば宅地として工事が始まるのではないかと思います。よろしく願いします。以上です。

(議長) はい。それでは次に、転用理由の説明をお願いします。

(事務局) はい。それでは転用理由書を読み上げます。(転用理由書 朗読)

このような理由書をいただいております。以上です。

(議長) はい。事務局と田中英雄委員の説明が終わりました。何か質問はございますか？・・・ないでしょうか？

それでは質問がないようなので、経過13については、農地法第5条の規定による許可申請については、これを相当と認め、意見を付して進達することに、ご異議ございませんか？

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようなので、進達することにいたします。続いて第2号議案に入ります。こちらは、〇〇委員の案件となりますので、〇〇委員には一時退席をお願いいたします。

(〇〇委員退室)

(議長) それでは事務局、説明をお願いいたします。

(事務局次長) はい。第2号議案、相続税の納税猶予に係る農地等の引き続き農業経営を行なっている旨の証明について。次の申出について、相続税の納税猶予に係る農地等の引き続き農業経営を行っていることを証明する。平成29年9月25日提出。あきる野市農業委員会、会長、甲野富和。

(第2号議案・番号1 朗読)

以上でございます。

(議長) 続いて担当の平野委員、説明をお願いします。

(平野委員) はい。それでは説明させていただきます。去る9月21日に事務局2人と現地調査に行きまして、地図は5, 6, 7ページをご参照ください。最初に5ページをお願いします。雨間字西郷前の地図ですが、圏央道のあきる野インターの東、南秋留小学校があります。それに隣接した所の田んぼの部分でございます。現地調査をしたところ、ヤツガシラを中心に全部きれいに作付けされてあって、作間も耕耘されて、きれいに耕作されておりました。続きまして6ページ、お願いします。これは市役所の南側、大塚古墳と五日市線の線路の間にある畑でございます。ここはサトイモが植わっているのですが、その他に夏野菜の収穫後の、まだそれがほんの一部ですけれども、片付けられていない所がございましたが、あとは全部耕耘されておまして、次の作付けの準備がされておりました。では次の7ページ。こちらは油平の交差点から東に約300メートルぐらい行った所の、陸橋通り沿いにある畑でございます。こちらでもきれいに耕耘されておまして、次の作付けの準備がされておりました。〇〇〇さんはファーマーズセンターの会員でもあり、出荷も多くされておりますし、また前農業委員でありまして、現在は推進委員であります。現地の調査をしても何ら問題はなかったと思います。ご審議の方、よろしくをお願いいたします。

(議長) はい。事務局と平野委員の説明が終わりました。質問はございますでしょうか？

それではないようなので、番号1の〇〇〇さんは、引き続き農業経営を行っている旨の証明については、これを相当と認め、証明することにご異議ございませんか？

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようなので、証明することといたします。それでは〇〇委員に入ってください。

(〇〇委員入室)

(議長) それでは続いて、第3号議案について、事務局、説明をお願いします。

(事務局次長) はい。第3号議案、生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について。次の申出について、生産緑地法に係る買取申出に伴う農業の主たる従事者の証明に関する事務処理規程第5条第1項の規定に基づき証明する。平成29年9月25日提出。あきる野市農業委員会、会長、甲野富和。

(第3号議案・番号1 朗読)

以上でございます。

(議長) はい。それでは番号1について、担当の田中正治委員、説明をお願いします。

(田中正治委員) はい。それでは番号1について、ご説明いたします。現地調査につきましては、9月21日、事務局、野口さんと行って参りました。場所ですが、8ページをご覧ください。これは睦橋通りを拝島に向かいまして、東京亭というラーメン屋があるのですが、その手前にバイゴー、今はセイムスになっていますが、ドラッグストアがありまして、その斜め裏側になります。圃場の方ですが、現在トマト、ナス、オクラ等がもう収穫終わりました、若干残っていますけど、ほぼ次の作物にかかる状態です。肥培管理の方ですが、前回刈った草がまたようやく生えてきたというような具合で、全体的には管理されています。この場所の特徴として、周りが住宅、民家に囲まれまして、非常に仕事がしづらくて、ただ耕耘機をかけましてもクレームが付いたりするような、非常に仕事としてはやりづらい面があるという事です。もっと問題なのは、この道がですね、この圃場の南側にある細い道、ここしか入る道がないですね。トラクターは勿論入れませんし、道幅が1.3メートルなので、耕運機がやっこの中に入れられるくらいの状況で、仕事をしていく上では非常にしづらい面が多いところだと思います。それは別として、今回、△△△△さんはずっと□□が悪くて半年ぐらい入院していました。現在■■■■をしていまして、以前のような形で農業に従事できないという事で、このような形になりました。▲▲の方もこの後やる予定でおったのですが、この春に亡くなってしましまして、今は引き続いて、継続してやる方がいないという事で、このような形になりました。以上でございます。

(議長) ただいま、田中正治委員より説明をしていただきましたが、何か質問はありますか？

(嶋崎委員) 1つ、いいですか？ちょっと教えてもらいたいのですが、地目が田になっていますが、昔は田だったという事ですか？

(事務局) そうですね。登記簿上の地目は田んぼなので、過去はもしかしたら、田んぼとして利用していた可能性は高いですね。今は、現状、住宅街で、この隣とかも畑として使われています。

(嶋崎委員) そういう場合に、畑と田んぼの評価というのは、畑で評価されるのですか？

(事務局) 課税はそうですね。登記地目は田んぼですけれども、課税地目は畑という形になっているとは思いますが。あくまでも市の課税部局は現況課税でやりますので。特段は問題はないと思われれます。

(嶋崎委員) あ、そうですか。ありがとうございました。

(議長) 次に何かございますでしょうか？

(小田川委員) もう1点いいですか？基本的な事で申し訳ないのですが、こういった故障で出す場

合、生産緑地として指定している全ての畑、それは全て一括して出すという事ですか？

(事務局) 基本は故障でできないという事であれば、他を残すというのはおかしな話なので、全部ですよね？というお話はします。ただ稀に、一部という事はあるのですが、従事者が旦那さんと奥さんでやっていて、旦那さんがもうできない、奥さんが遠いところはできないけど、近いところはできる、といったようなお話の時には、それなりにちゃんとした理由が立つのであれば、一部ということで認める場合もありますが、基本は全部という事でお願いしております。

(議長) 他に何かご質問は？

(谷澤職務代理) あの、田中委員の説明の中で、本人は半年ぐらい入院していて、▲▲が春に亡くなったという事で、説明の中で草は刈ってあって、草がようやく生えてきたと言っていました。それは誰がやっていたのですか？

(田中正治委員) それは、▲▲さんの●●さんがいるのですが、ただ、草とかそういう管理はできるのですが、植えたり、そういう事はできないので、こういう結果に至ったと思うんですね。ここはあの、他に何筆か他の人の畑がありまして、大体同じような状況なのですが、草にすると周りからクレームがひどいという事が1つあります。ある程度の範囲では刈られております。

(議長) 他に何か質問はありますか？・・・診断書はどうなっていますか？

(事務局) はい。それでは補足でご説明いたします。田中正治委員と都市計画課職員と私の方で、△△△△さんのところに面談に行かせていただきました。診断書もいただいておりますので読み上げます。(診断書 朗読)

このような診断書が出ております。あと、面談した時に、ご本人様はもう1日○○○○○○に通われているという事で、週4日は農業ができない、自宅にいないような状況です。お会いした時も動きがだいぶ厳しそうでした。以上です。

(議長) はい。それでは番号1の△△△△さんは、農業の主たる従事者であったことを証明することに、ご異議ございませんか？

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようなので、証明することに決定いたします。続きまして専決の報告について、事務局、説明をお願いします。

(事務局) はい。それでは9月の専決を報告させていただきます。市街化区域の転用の届出について報告をさせていただきます。

(専決報告 朗読)

以上でございます。

(議長) はい。では、以上で本総会に提出されました議案と報告については、滞りなく終了いたしました。なお、次回の総会ですが、10月24日、火曜日、午前9時00分から、あきる野市役所5階、503号室です。議案の内容によっては、開始時間が遅くなる場合もありますが、一応、午前9時00分からの予定でおります。変更がありましたら、次回議案書発送時にご案内させていただきます。よろしく願いいたします。

以上をもちまして、農業委員会総会を閉会させていただきます。

閉会 午後3時55分